

## 塩尻市議会基本条例〈逐条解説〉

### 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条―第10条）

第4章 議会と市長等の関係（第11条―第14条）

第5章 議員全員協議会（第15条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条―第18条）

第7章 推進組織（第19条）

第8章 補則（第20条・第21条）

附則

地方分権の時代にあつて、自治体の権限及び財源がより拡大されるなかで、議会は時代の変化に対応していく必要がある。

議会は、市政の課題を審議する場合において、その論点及び争点を明らかにし、市民へ分かりやすい情報提供を行い、議事機関、意思決定機関としての責務を果たさなければならない。

そのために、二代表制のもと、議会は、合議制の機関として、市長は、独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、緊張ある関係を保ちつつ、市民の意思を市政に的確に反映させるため審議を尽くさなければならない。

ここに、議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、市の将来を市民とともに考え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【第1条の解説】

この条例の目的は、議会活動に関する規範的な事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを定めています。

（使命）

第2条 議会は、市民の多様な声を市政に反映する市民の代表機関として、市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）に十分な情報の提供を求め、議論を行い、市の将来を市民とともに築く役割を担うものとする。

2 議会は、市の議事機関、意思決定機関として、政策及び予算が公正で民主的かつ効率的な執行がされているかどうかを監視するものとする。

**【第2条の解説】**

- 1 議会は、多様な市民の考えを市政に反映する代表機関として、議会での議論を通じて市の将来を市民とともに築く役割を担うことを定めています。
- 2 議会は、市の議事機関、意思決定機関として政策や予算が適正に執行されているか、市民の立場に立って監視する使命を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視して、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民にとって分かりやすい議事運営を行うこと。
- (3) 議員相互間の自由<sup>かつたつ</sup>闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点を市民に分かるよう明らかにすること。
- (4) 提出された議案の審議、審査等を行うほか、政策立案及び政策提案に積極的に取り組むこと。
- (5) 議長及び副議長の選出については、候補者が本会議場において所信を表明した後、選挙により行うこと。

**【第3条の解説】**

議会は、市民の代表機関として、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行い、議員同士の活発な議論を通じて、市政の課題に関する論点を明らかにし、政策立案及び政策提案に積極的に取り組むことを定めています。

正副議長の選挙については、立候補者の意思を議員及び市民に伝え、正副議長にふさわしい者を選出するため、本会議場において所信表明を行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員相互間の自由な議論を尊重すること。
- (2) 市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めること。
- (3) 日常の調査及び研究を通じて自らの資質の向上に努めること。

**【第4条の解説】**

議員は、議会が言論の場であることを自覚しつつ、議員同士の自由な議論を尊重し、市民の代表として良心と責任感を持ち、日常の調査及び研究に努め、議員としての資質の向上に努めることを定めています。

(会派)

第5条 会派は、政策を中心とした共通の理念を持つ議員で構成するものとする。

**【第5条の解説】**

会派のあり方について定めています。

第6条 削除

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の持てる力を生かし、市民福祉の向上に努めなければならない。

2 議会は、市民、地域、市民団体等との多様な意見交換の場を設け、政策提案の強化に努めなければならない。

3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映するため、参考人制度の活用にも努めるものとする。

4 議会は、請願又は陳情の審議に当たっては、請願者又は陳情者の意向に応じて意見を聴く機会を設けなければならない。

**【第7条の解説】**

1 議会は、市民の声を大切にするとともに、市民福祉の向上に努めることを定めています。

2 議会は、既存の交流事業に加え、市民との多様な意見交換をすることにより、政策提案の強化に努めることを定めています。

3 議会は、公聴会の開催及び参考人制度の積極的な活用にも努めることを定めています。

4 議会は、委員会等において、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を確保することを定めています。

(市民に対する情報の公開)

第8条 議会は、本会議、委員会等を原則公開とする。

2 議会は、議案に対する議員の賛否について市民に公表する。

3 議会は、積極的に情報を提供することにより、市民が本会議、委員会等を傍聴できるよう努めなければならない。

**【第8条の解説】**

- 1 議会は、本会議、委員会等を原則公開することを定めています。
- 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表することを定めています。
- 3 議会は、議会日程及び質問内容を市民へ伝えること、傍聴者へ資料を提供すること並びに情報技術を活用して可能な範囲で議案関係資料の提示に努めることを定めています。

傍聴者には、ノーマライゼーションの理念に沿って、手話通訳や要約筆記に加え、できる限りの配慮を行います。

※ ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から、市民に提供するよう努めなければならない。

- 2 議会は、議会だよりその他の情報技術を活用し、市民が市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

**【第9条の解説】**

- 1 議会は、議会活動において得た情報を、議会の視点から市民に伝えることを定めています。
- 2 議会は、議会だより、本会議及び委員会の映像配信等の情報技術を活用して、市民への積極的な情報発信に努めることを定めています。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに意見交換を通じて市民の意見を議会の活動に反映するものとする。

- 2 議会報告会の開催方法等については、別に定める。

**【第10条の解説】**

- 1 議会は、市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の一つとして、議会報告会を行うことを定めています。

議会報告会は、議会としてテーマを設け、審議の内容、過程等を説明するとともに、市民からの意見を聴取し、市政に反映させることを目的とします。

- 2 議会報告会の開催方法については、この条例とは別に定めます。

**第4章 議会と市長等の関係**

(市長等との関係)

第11条 本会議における代表質問及び一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一

問一答方式を基本とする。

- 2 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して、確認する等のため質問することができる。
- 3 議員は、閉会中に議長の許可を得て市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。
- 4 市長等が開催する審議会等への議員の参画は、法令若しくは条例又は議会で定める審議会等に限るものとする。
- 5 議会は、災害、事件等が発生した場合、速やかに市長等から説明を受け、必要に応じて現場等で調査を行い、対応を協議するものとする。

**【第11条の解説】**

- 1 本会議における一問一答方式は既に実施しているが、この条例に規定することにより明文化しています。
- 2 市長等が、本会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て確認のために質問ができることを定めています。
- 3 閉会中に、文書による質問ができることを定めています。
- 4 本会議及び委員会における審議を充実させるため、審議会や機関（公社）等への議員の参画について、条例等で定めるものに限ることを定めています。
- 5 議会は、災害、事件等が起こった場合に、必要に応じて所管委員会が速やかに対応することを定めています。

（市長等による政策等の形成過程の説明）

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次の事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画及び各種計画との整合性
- (5) 関係ある法令、条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

**【第12条の解説】**

議会は、政策水準が高まるような議論を行うため、総合計画における中期戦略を含め7項目の情報の提供を市長等に対して求めることができることを定めています。

（予算執行状況の報告）

第13条 議会は、市長等から予算執行状況について報告を求めることができる。

**【第13条の解説】**

議会は、市長等から予算の執行状況について報告を求めることができることを定めています。

(議会の議決事件)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決事件は、総合計画における長期戦略とする。

**【第14条の解説】**

地方自治法に定められた、議会の議決事項に加えて、市政の総合的な指針であり、各種事業の根拠となる総合計画の長期戦略を議決すべき事項に加えることを定めています。

**第5章 議員全員協議会**

(議員全員協議会)

第15条 議長は、議員が提案する議題について議員相互間の意見交換をするため、議員全員協議会を開催する。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、議員全員協議会を開催することができる。

**【第15条の解説】**

- 1 議員全員協議会を、議員同士の意見交換の場とすることを定めています。
- 2 その他、議長が必要に応じて議員全員協議会を開催できることを定めています。

**第6章 議会及び議会事務局の体制整備**

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査をさせることができる。

**【第16条の解説】**

議会は、専門的な事項について、必要な調査を学識経験を有する者に依頼する制度を活用できることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、政策提案能力の向上を図るため、議員の研修を充実させるよう努めなければならない。

**【第17条の解説】**

議会は、政策提案能力を向上させるため、議員の研修の充実強化に努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議長は、議員の政策立案を補助する議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

**【第18条の解説】**

議長は、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めることを定めています。

第7章 推進組織

(推進組織)

第19条 議会は、この条例の目的を達成するため、具体的な運用に関して、推進する組織を設置する。

**【第19条の解説】**

議会は、この条例に沿った議会活動を実施するため、その推進や進行のチェックを行う推進組織を設置することを定めています。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

**【第20条の解説】**

議会活動に関する条例等については、この条例との整合を図ることを定めています。

(見直し)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているか常に判断し、必要に応じてこの条例を適宜見直しするものとする。

**【第21条の解説】**

この条例の見直しについて定めています。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

**【第6条 政務調査費 ⇒ 政務活動費】**

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(※公布日 平成26年10月1日)

**【第14条 基本構想及び基本計画 ⇒ 総合計画における長期戦略】**

附 則

この条例は、平成27年4月30日から施行する。

【第6条 ⇒ 削除】